

○沖縄県立看護大学教員の任期に関する規程

(平成16年11月17日)

[沿革] 平成19年 9月 7日 改正

平成20年 2月 6日 改正

平成22年 1月20日 改正

平成25年 2月20日 改正

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員の任期に関する法律（平成9年法律第82号）（以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、沖縄県立看護大学において任用する教員の任期について定めるものとする。

(任期を定める職等)

第2条 任期を定めて任用する教員の職等は、別表のとおりとする。

(同意)

第3条 任用に際しては、別記様式の文書により、任用される者の同意を得なければならない。

(公表)

第4条 この規程を制定し、又は改廃したときは、速やかに公表し、広く周知するものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議に基づき学長が定める。

附 則

この規程は、平成16年11月17日から施行し、同日以降に実施される公募により任用される者に適用する。

附 則

この規程は、平成19年9月7日から施行し、同日以降に実施される公募により任用される者に適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の沖縄県立看護大学教員の任期に関する規程は、平成19年4月1日以前に本学に在職し、引き続き在職する教員については、適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成22年1月20日から施行する。
- 2 改正後の沖縄県立看護大学教員の任期に関する規程は、平成20年4月2日以

前に本学に在職し、引き続き在職する教員については、適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成25年2月20日から施行する。
- 2 ただし、沖縄県病院事業局からの出向により任用される教員については、本規程は適用しない。

別 表（第2条関係）

教育研究組織等	対象となる職	任 期	再任に関する事項	根 拠
看護学部 看護学科	助手	3年	再任可 ただし、1回限りとする。	法第4条第1項第1号
	助教	4年	再任可 ただし、1回限りとする。	法第4条第1項第1号
別 科 助産専攻	教授 講師	3年 ただし、再任の場合は1年	再任可	法第4条第1項第1号

(その1)

別記様式（第3条関係）

同 意 書

年 月 日

沖縄県立看護大学長 殿

氏 名 印

私は、沖縄県立看護大学看護学部看護学科(助教・助手)に採用されるに際して、沖縄県立看護大学教員の任期に関する規程第3条の規定に基づき、下記のとおり任期により任用されるものであることに同意します。

記

年 月 日 から 年 月 日まで

(その2)

別記様式（第3条関係）

同 意 書

年 月 日

沖縄県立看護大学長 殿

氏 名 印

私は、沖縄県立看護大学別科助産専攻(教授・講師)に採用されるに際して、沖縄県立看護大学教員の任期に関する規程第3条の規定に基づき、下記のとおり任期により任用されるものであることに同意します。

記

年 月 日 から 年 月 日まで